



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月13日金曜日 第2992号

### ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）... 555
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	（ " ）... 555
知事指定薬物の指定の失効.....	（薬務衛生課）... 556
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	（東予地方局環境保全課）... 556
道路の区域変更（県道中島環状線外）.....	（中予地方局管理課）... 557
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	（南予地方局八幡浜支局環境保全課）... 558
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 559

### 公安委員会告示

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3等の診断を行う医師の指定.....	（警察本部生活環境課）... 560
------------------------------------	--------------------

### 告 示

#### ○愛媛県告示第702号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年7月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
おぐに調剤薬局北条	松山市北条辻825 - 6	株式会社おぐに	精神通院医療（薬局）	平成30年5月1日
ひまわり薬局	新居浜市中村松木1丁目12番5号	株式会社トリニティ	精神通院医療（薬局）	平成30年6月1日
オレンジ薬局	新居浜市中村松木1丁目7番7号	株式会社トリニティ	精神通院医療（薬局）	平成30年6月1日
ふるみつ薬局	松山市古三津五丁目4番31号	株式会社ジン	精神通院医療（薬局）	平成30年6月1日

#### ○愛媛県告示第703号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年7月13日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社えん	松山市堀江町甲864番地100	訪問看護ステーション蒼空	松山市堀江町甲207番地1	精神通院医療	平成30年6月1日

#### ○愛媛県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年7月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションかりん	松山市保免上2丁目1番12号 ブラムガ ーデンMary103号	松山市森松町107番地1	平成29年12月13日

○愛媛県告示第705号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成30年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 - メトキシ - N - フェニル - N - [ 1 - ( 2 - フェニルエチル ) ピペリジン - 4 - イル ] アセタミド及びその塩類
(2) 2 - ( { [ 2 - ( 4 - ヨード - 2 , 5 - ジメトキシフェニル ) エチル ] アミノ } メチル ) フェノール及びその塩類
(3) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成30年 6月30日

○愛媛県告示第706号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 7月13日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番 1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番 1号

3 特定施設に関する事項

スラリー分離槽（D - 731）

Table with 2 columns: 特定施設の種類, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号口 分離施設. 特定施設の能力, 1日当たり360立方メートル処理. 工事の着手予定年月日, 許可後直ちに. 工事の完成予定年月日, 着手3カ月後. 使用開始の予定年月日, 完成後直ちに. 特定施設の使用時間間隔, 連続. 特定施設の1日当たりの使用時間, 24時間. 特定施設の使用の季節的変動の概要, なし.

Table with 3 columns: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 水素イオン濃度（水素指数）, 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）, 浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）, 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）, りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）. 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）. 通常 12~13, 最大 12~13. 通常 分離上層液 1,010, 分離下層液 10, 最大 分離上層液 1,300, 分離下層液 50. 通常 分離上層液 10, 分離下層液 35,000, 最大 分離上層液 50, 分離下層液 50,000. 通常 0.1未満, 最大 0.1未満. 通常 0.1未満, 最大 0.1未満. 通常 分離上層液 206, 分離下層液 82, 最大 分離上層液 206, 分離下層液 82.

備考 汚水等は、分離上層液はE C H活性汚泥処理施設へ送水し、分離下層液はフィルタープレス（Z - 700）へ送水する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) E C H活性汚泥処理施設

Table with 4 columns: 設置年月日, 昭和47年 2月10日. 処理施設の種類, 生物処理. 処理施設の型式, 活性汚泥処理. 処理施設の構造, 鉄筋コンクリート製. 処理施設の主要寸法, 縦 90メートル 横 50メートル 高さ 5.6メートル. 処理施設の能力, 1日当たり3,870立方メートル処理. 汚水等の処理の方式, 活性汚泥処理方式. 処理施設の使用時間間隔, 連続. 処理施設の1日当たりの使用時間, 24時間. 処理施設の使用の季節的変動の概要, なし. 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値. 項目: 水素イオン濃度（水素指数）, 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）, 浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）, 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）. 処理前: 通常 9.0~11.0, 最大 9.0~11.0. 通常 508, 最大 649. 通常 51, 最大 51. 通常 5, 最大 10. 処理後: 通常 6.0~7.5, 最大 6.0~7.5. 通常 41.8, 最大 54.6. 通常 50, 最大 50. 通常 5, 最大 10.

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01	通常 0.01
	最大 0.1	最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,499	通常 3,499
	最大 3,813	最大 3,813

備考 汚水等は、No.1 総合排水処理施設へ送水される。

(2) No.1 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和53年 8月31日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	集水槽 縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈降分離処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20,474 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557	

備考 汚水等は、No.1 排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20,474 最大 27,557	

(2) No.3 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 36,902 最大 40,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第707号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市畑里乙35番1地先から 同市畑里丁571番5地先まで	旧	メートル 5.5~35.3	キロメートル 0.282	
			新	10.6~47.6	0.282	
"	興居島循環線	松山市泊町甲430番4から 同町甲430番1地先まで	旧	11.3~29.6	0.073	
			新	24.3~36.0	0.073	
"	"	松山市門田町丙193番4から 同町丙193番1地先まで	旧	3.8~6.0	0.084	
			新	3.8~10.5	0.084	

○愛媛県告示第708号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 7月13日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

五洋建設株式会社  
東京都文京区後楽2-2-8  
代表取締役社長 清水 琢三

2 事業場の名称及び所在地

五洋建設（株）見の越トンネル工事事務所  
愛媛県大洲市肱川町山鳥坂地先

3 特定施設に関する事項

(1) (パッチャープラント1基)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1-55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
特定施設の能力	22.5立方メートル/時	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	通常4回/日、最大5回/日	
特定施設の1日当たりの使用時間	通常4時間、最大5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.0
	最大	10.0
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2,500
	最大	3,000
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2.0
	最大	3.0
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.04
	最大	0.05
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	24.0
	最大	30.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	沈殿槽
処理施設の型式	-
処理施設の構造	鋼製
処理施設の主要寸法	縦 5.6メートル 横 2.0メートル 高さ 1.8メートル
処理施設の能力	有効面積20立方メートル
汚水等の処理の方式	自然沈降
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 24.0 最大 30.0	通常 24.0 最大 30.0

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種 類	凝集沈殿・pH調整
処理施設の型 式	シクナー
処理施設の構 造	鋼製
処理施設の主要寸法	直径 3.0メートル 高さ 6.1メートル
処理施設の能力	60立方メートル/時
汚水等の処理の方式	凝集沈殿・pH調整
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 345.6 最大 1,382.4	通常 345.6 最大 1,382.4

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 345.6 最大 1,382.4	

○愛媛県告示第709号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂甲1239番 4	平成30年 7月13日

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第 1 号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 2 項又は第12条の 3 の診断を行う医師を指定した。

平成30年 7月13日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
佐々木 朗	西条道前病院	西条市飯岡3290番地 1	1 法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者 2 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者
山 内 克 之	三番町メンタルクリニック	松山市三番町四丁目 4 番地 6	
牧 徳 彦	牧病院	松山市菅沢町甲1151番地 1	
藤 井 正 人	平成病院	大洲市柚木811番地 1	
谷 向 知	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454番地	
梅 岡 秀 一	うめおか神経クリニック	松山市二番町三丁目 8 番地21久保豊二番町ビル 2 階	
岡 本 健太郎	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目 5 番 5 号	1 令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者